

H17 アスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(平成17年12月)
「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会)(同上)

H19.12 総務省勧告

<勧告の内容>

- ・1,000㎡未満の小規模民間建築物等について、的確かつ効率的な把握方法の検討
- ・吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の推進

⇒アスベスト対策部会・WGにおいて民間建築物の調査の推進方策等を議論(H20.9～H21.6)

H27.6 財務省執行調査

<執行調査における指摘>

最近のアスベスト含有調査及び除去等の実施済み棟数が低調に推移していることから支援制度を見直すべき

⇒執行調査での指摘を受け、以下のとおり補助期限を設定
[含有調査]H29末まで
(都道府県所有の公共建築物については、H27末まで)
[除去等] H32末まで
(都道府県所有の公共建築物については、H28末まで)

H28.5 総務省勧告

<勧告の内容>

- ・アスベスト使用実態把握の適切な実施
- ・小規模建築物を含めたアスベスト台帳の整備の推進

建築物におけるアスベスト対策(H17～)

建築基準法の改正

(H18. 2)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

民間建築物におけるアスベスト調査の推進

(H17. 12～)

昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

アスベストの調査・除去等への支援

(H17創設→H20拡充)

民間建築物等について補助を実施。
・調査 : 国10/10
・除去等 : 国1/3、地方1/3 等

実態把握のための環境整備など(H21～)

建築物石綿含有建材調査者の育成

(H22～)

【H22～24】

・調査者講習カリキュラム・テキスト作成、モデル実施(効果検証)

【H25. 7】

・建築物石綿含有建材調査者制度を創設

【H26. 5】

・関連業界団体へ調査者の活用促進にかかる周知

実態把握のための取り組み

(H25～)

【H25～H26】

・自治体向けの調査マニュアルの検討・作成

【H26～H27】

・調査マニュアルの普及(全国で講習会を実施)

飛散性調査(基準整備促進事業)

(H21～25)

【H21～H25】

・吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿含有建材が用いられている室における石綿の飛散状況等について調査

⇒吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散がみられないことなどを結論

第7回アスベスト対策部会(H26. 12)

①建築物石綿含有建材調査者の育成状況

②アスベスト使用実態調査の進捗状況

⇒①②の3年程度後の状況を踏まえて課題等を整理し、WGで必要な改善策等の検討を進めることとされた。

現状の把握と改善策等(H27～)

建築物石綿含有建材調査者の育成・活動促進

【H27】

・調査者の活動状況にかかるアンケート調査の実施

【H28. 4】

・調査者をアスベスト改修事業の補助要件に位置づけ【調査者登録数】計859名(H29.4末)

小規模建築物を含めた実態把握に向けた取り組み

【H27～H28】

・定期報告対象建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(全国)

・小規模建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(横浜市)

・台帳の整備状況など地方公共団体における取組状況に関するアンケート調査(全国)